正八位
正五位に叙する（各通）
柴田　碩
柳原　茂
従五位に叙する
原口　俊春
（警視長）
高原　修
従六位に叙する（各通）
藤田　正人
五十嵐　力
平野　哲雄
星　一郎
佐藤　治男
従七位に叙する（各通）（以上十一月一日）
山崎　巖
飯島　乾
井上　幸
白井　光男
（北海道警部）
戸田　泰明
矢澤　忠
若松　進
渡部　健男
従六位に叙する（各通）
谷口　敏和
三木　昭
正七位に叙する（各通）
秋葉　勝
太田　清隆
山田　幸男
従七位に叙する（各通）（以上十一月二日）
○叙勲
旭日単光章を授ける（十月二十七日）
石坂　久也
旭日双光章を授ける
三島　敏男
與那覇健一
加藤　丈能
旭日単光章を授ける（十月二十七日）
東　善吉
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月二十八日）
村上　正明
旭日双光章を授ける
田中　元
旭日単光章を授ける（以上十月二十九日）
水越　栄治
三田　善市
渡邊忠四郎
旭日単光章を授ける（各通）（十月三十日）
北澤　千和
坂崎　貞夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
荒木　孝
木村　茂
湯田坂正一
瑞宝双光章を授ける（各通）
小野　昭雄
三木　隆
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十七日）
（財務事務官）
沖田　光司
齋藤　力
瑞宝小綬章を授ける（各通）
石山　吉郎
今野　則夫
鈴木　良文
花井　延三
（多治見市消防監）
瑞宝双光章を授ける（各通）
藤井　道宏
渡邊　明美
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十八日）
安齋　昭治
大島　國夫
田口　八郎
田辺　泰一
徳丸　和己
古谷　重次
瑞宝単光章を授ける（各通）
川村　廣夫
斉藤不二男
（各通）（以上十月二十九日）
三光　慶治
松浦　勢一
瑞宝小綬章を授ける（各通）
秋松　克美
石黒　文司
小堀　汎史
関　照平
外崎　信道
山田　鉦伍
山田　宏益
吉野　裕久
瑞宝双光章を授ける（各通）
柿沼　行夫
中野　國司
山田　隆
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十日）
友田　実順
山口　勝英
瑞宝双光章を授ける（各通）
（埼玉県警部）
大越海四郎
佐藤　孝二
野口辨次郎
渡邉　房夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十一日）
平野　哲雄
藤田　正人
（警視長）
瑞宝双光章を授ける（各通）
五十嵐　力
佐藤　治男
寺島　幸雄
山崎　巖
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月一日）
矢澤　忠
渡部　健男
瑞宝双光章を授ける（各通）
太田　清隆
白井　光男
（北海道警部）
戸田　泰明
山田　幸男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二日）

皇室事項

歓迎行事

天皇皇后両陛下は、十一月三十日午前九時二十二分、皇居において行われたシンガポール国大統領閣下及び同令夫人の歓迎行事に御臨場になった。

御会見

天皇皇后両陛下は、十一月三十日午前九時四十分、宮中において、シンガポール国大統領閣下及び同令夫人と御会見になった。

宮中晩さん

天皇皇后両陛下は、十一月三十日午後七時一分、シンガポール国大統領閣下及び同令夫人のため、宮中晩さんをお催しになった。

御弔電

天皇陛下は、エクアドル国元大統領シクスト・ドゥラン・バジェン逝去につき、十二月一日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十八年十二月六日　　外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十九年一月九日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

氏名（生年月日）	旅券申請上の住所	返納すべき旅券		返納理由
		旅券番号（発行年月日）	名義人	
松本　啓利（昭和四十年十月二十日生）	沖縄県宜野湾市	ＴＲ三七一九一三七（平成二十七年二月五日）	松本　啓利	平成二十八年七月二十六日、福岡簡易裁判所からわいせつ電磁的記録等送信頒布事件の被疑者として逮捕状が発付された。
島袋　翔平（平成二年一月二十六日生）	沖縄県那覇市	ＴＲ五九八〇一一二（平成二十八年四月十二日）	島袋　翔平	平成二十八年七月二十六日、福岡簡易裁判所からわいせつ電磁的記録等送信頒布事件の被疑者として逮捕状が発付された。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成28年12月５日をもって満了した。

平成28年12月６日

人事院人材局企画課長　岩崎　敏

記

平成27年度航空管制官採用試験

公告

諸事項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。